

令和 6 年（第 3 回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和 6 年 9 月 6 日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和6年9月6日（金）

開議 午前10時00分

閉議 午前10時40分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員（9名）

委員長	森 山 義 治	副委員長	小 野 佳 子
委員	泉 武 弘	委員	野 口 哲 男
委員	松 川 章 三	委員	吉 富 英三郎
委員	阿 部 真 一	委員	森 裕 二
委員	塩 手 悠 太		

○欠席委員（0名）

○委員外議員出席者（0名）

な し

○執行部出席者

企画戦略部長	安 部 政 信	政策企画課長	清 末 妙
財政課長	河 野 文 彦	情報政策課長	新 貝 仁
会計管理者 兼会計課長	後 藤 隆		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	課長補佐	甲 斐 俊 平
主 査	村 田 和 寛		

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第75号	令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分	全員一致による 原案可決

議第 8 6 号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該 区域における住居表示の方法について	全員一致による 原案可決
----------	--	-----------------

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顚末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和 6 年 9 月 6 日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

○開議：10 時 00 分

○森山委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部門ほか1件であります。審査は、お手元に配布している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、政策企画課関係議案の審査を行います。議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）政策企画課関係部分、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、以上2件を当局から一括して説明を願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について説明をいたします。

企画戦略部が議題75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての2議案を提案させていただいております。

それではまず、政策企画課長から関係部分を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○清末政策企画課長

それでは、政策企画課関係2議案について説明いたします。初めに、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、政策企画課関係部分について御説明いたします。予算書5ページの債務負担行為補正を御覧ください。

上段の住居表示実施業務等委託料は、令和6年度から令和7年度までを期間として3億7,624万3,000円を計上し、債務負担行為を設定しています。

今議会において、次に説明いたします、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法、それに令和6年12月議会において、字の区域及びその名称を変更することについて議決をいただいた後、迅速に委託事業者を選定し、来年度、円滑に住居表示実施事業を進めてまいります。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について説明いたします。資料は議案書の16ページを御覧ください。

住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案の内容は2点ございます。

1点目の住居表示を実施する市街地の区域については全部で13町ありますが、資料の17ページからの別紙図面で御説明いたします。

17ページの別紙図面1を御覧ください。

通称上野口町、山の手町、上原町の3町は、住居表示未実施の区域が含まれるまちで、昭和40年度に住居表示を実施しておりますが、それぞれ赤の網掛けをしている部分については、住居表示を実施していない区域となっています。

住居表示実施済みの区域と通称住所の区域が同じ町名で、住所の番号表記と組表記が混在

して住所が分かりにくい状況ですので、網掛け部分を住居表示を実施する区域に定めようとするものです。

次の18ページの別紙図面2は、通称竹の内、大畑、鶴見、荘園、扇山を住居表示をする区域に定めようとするものです。

次の19ページの別紙図面3は、通称南立石一区、南立石八幡町、南立石二区、南立石生目町、堀田を住居表示をする区域に定めようとするものです。

2点目の住居表示の方法につきましては、別府市住居表示実施基準要綱で住居表示は法第2条第1項に規定する街区方式によるものとし、と定められております。

現在、別府市内の住居表示実施地区において取られている方式は全て街区方式で行われていることから、同じ街区方式により実施するものです。

住居表示を進めるにあたって、各まちで自治委員の御協力を得ながら、住民説明会を行い、各自治会からは住居表示を実施することへの要望をいただいております。

以上で、政策企画課提出の2議案について説明を終わります。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○森山委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言をお願いします。

○森委員

まず、住居表示のところについてですけれども、今回、新しく町名が変わるところがあると思いますが、そこについてちょっと説明をしていただいていいですか。

○清末政策企画課長

町名が変わるところは、12月議会で改めて町名については議案にかけさせていただく予定にしておりますけれども、現在のところ、1区とか2区とか、そういった区については、町名としてふさわしくないような形になっておりますので、そこについては、住民の方からお話を、御協議いただいて、新しい町名をつける予定としております。

あと、山の手町に関しても、ちょっと今、離れている部分がありますので、一つ、新しい町名をつけるような形で考えております。

○森委員

じゃあ、まだそこに関しては正式にこうするということはまだ言えないという状況でいいですか。

○安部企画戦略部長

それは、また、町名の変更になりますので、次の議会で提案をさせていただきたいと思います。その際に御提示をさせていただきたいと思います。

○野口委員

ちょっと聞き漏らしたのかな。荘園の光の園団地は網かけがないんだけど、これはどういう意味だったかな。

○清末政策企画課長

そちらにつきましては荘園北町になっておりまして、昨年度、実施が済んでおります。
荘園ではなくて、荘園北町ということで、昨年度、住居表示がもう終了しております。

○野口委員

そういうことね。

○清末政策企画課長

はい。

○森山委員長

ほか、ございませんか。

○阿部委員

これ、住居表示、当初からお伺いしてたんですが、企業さんとか、登記の面とか、社内のカレンダーとか、名刺とかで、いろいろ住居表示が変わるということで費用負担が発生したりするのじゃないかなという話も出てたりで、こうやって、どんどん地域が広がっていくことで、公共施設のところの表記が、例えば、組から町に変えるとかするというのは、公共施設に限ってどのようにになっている、進捗をしているのかというのが1点。

もう一つが、委託するじゃないですか、委託して、現地の調査員が回って説明とか、企業とかに足を運んでいると思うんですけども、そのときに、いろいろな詐欺とか、そういった別府市ですよと言っても、なかなか企業さんとか知らない部分もまだ周知があるということで、もう一度、周知を町内含めて企業体にはしっかりしていただきたいという課題を感じてますので、その辺はどうですか。

○清末政策企画課長

まず、1点目の、公共施設の進捗についてですけども、大字表記になっているところにつきましては、条例等の変更も併せてやっております。あと、ホームページとか、そちらのほうで、変わったところについては迅速に変更するように心がけております。施設所管課と連絡を取りながらやっております。

あと、周知の件につきましては、業者さんのほうに、腕章と身分証明とか、そういったものを提示して回るようにということでお伝えはしているんですけども、どうしても、住居表示をずっとしていなかった関係もありまして、皆さんに伝わっていない部分もあるかと思いますので、再度、徹底をいたしたいと思います。

○清末政策企画課長

訪問する前に、事業者のほうにも連絡を入れるようにしております。

○森山委員長

ほか、ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

(委員長交代、小野副委員長、委員長席に着く)

それでは、私から。

前にも言ったかもしれないけれども、南立石の2区とかの名称が変わるんですよね。だから、名前が変わる以上、住所が変わるんやから、まず、ロケーションシステム、これはもう必ず頭に置いといてください。バス会社と連携をしてからでないと、全然バスの時刻が出てこないの、だから、そこをしっかりとお願いをしておきます。

(委員長交代、森山委員長、委員長席に着く)

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)、政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第75号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第86号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 10 分

(再開) 10 時 10 分

○森山委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)、財政課関係部分について、当局から説明を願います。

○河野財政課長

それでは、議題75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)、財政課関係部分について御説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。

まず、別府市財政調整基金繰入金の減額、2億9,485万9,000円でございます。これは、今回の一般会計補正予算(第4号)における一般財源余剰分を調整するため、財政調整基金から繰入金を減額するものでございます。

次に、別府市公共施設再編整備基金繰入金の減額、7,240万円でございますが、これは、歳出予算で計上しております、体育施設整備に要する経費の財源補正に伴い、基金からの繰入

金を減額するものでございます。

次に、別府創生応援基金繰入金の追加額、1,713万9,000円でございますが、これは、歳出予算に計上しております、図書館等一体的整備に要する経費の財源補正に伴い、基金を取崩して財源とするため、繰入金の追加を行うものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

繰越金の追加額、6億1,537万4,000円でございますが、これは、令和5年度一般会計決算の実質収支、8億1,537万4,000円を令和6年度に繰り越すもので、当初予算に計上した2億円を差引いた額を追加計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

0163基金積立金の追加額、3億768万8,000円でございますが、これは、地方財政法の規定に基づき、令和5年度の一般会計決算の実質収支、8億1,537万4,000円の2分の1の額を別府市財政調整基金に積み立てるもので、当初予算に計上した1億円を差し引いた額を追加計上するものでございます。

以上、財政課関係部分の議案について御説明をさせていただきました。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森山委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員

先ほどの、11ページ、12ページ、15ページで説明されたものではないんですけれども、6ページの、地方債の補正について、ちょっと2点だけ確認させていただきます。

昨日の議案質疑で阿部真一議員もちょっと触れておりましたが、これ、補正額ということで、地方債を、合計で約3.9億円補正するということですが、もともと、別府市で財政計画、中期見通し計画というか、財政計画を立てられていると思いますけれども、そもそも、この4億円の補正というのは想定範囲内の補正になるのかというのが1点。

もう1点が、約4億円あるうち、今年度の地方交付税の措置としてどれぐらい返ってくるのかというところの確認、この2点をお願いします。

○河野財政課長

それでは、お答えを申し上げます。

まず、初めの御質問でございますが、中期財政見通しの中で、地方税、地方交付税、国県支出金、市債等の区分を設けまして見通しを立てておりますが、その後に、また、地方税の動向であったり、地方交付税は、国県支出金に関しましては、国の動向なども踏まえまして当初予算を編成しますので、こちらで示している額を上限というような取扱いはしておりません。また、基金残高等を見ながら、予算編成は一般財源を考慮してするようにしております。

もう1点の、今回、補正額の中の地方交付税措置の額ではございますが、今回、財源補正等も含まれておりますので、補正額から仮に計算しますと、約50%ほどが今年度の財政措置、交付税措置がある起債となっているところでございます。

○森山委員長

よろしいですか。

○塩手委員

ちょっと確認したかったので、ありがとうございます。

○泉委員

財調を積立ですることについては全く異論ないんだけど、経常収支の高止まりがずっと続いてとか、これ、非常に僕は懸念している数字なんです。

経常収支の高止まりというのは、今後、どういう見通しを持っているのか。この経常収支改善の見通しです。

○河野財政課長

経常収支に関しましては、これまでも、歳入歳出両面のほうから改善の取組をしております。併せまして、自主財源の確保などに関しましては、税収の増加等に取り組む必要があると考えているところでございます。

○泉委員

例えば、一般財源、起債を充当して事業を興すというのも一つの方法だけれども、やっぱり補助事業、交付事業の対象範囲を広げていくというのが物すごい地方自治法の財政運営上、大事なんです。こういう情報収集等はどういうふうにしているんですか、企画としては。

○安部企画戦略部長

当然のことながら、特定財源として国庫支出金の獲得というのも大事に考えております。

それぞれ所管課を通じて国からの通知が来ます。これは、財政当局のほうで全て把握して、とは別に、総合戦略とか、市独自の事業に対する補助金もあります。そういうのは、もう地域再生計画をつくって、それも獲得できるようなものとしているところであります。

○泉委員

この前、自転車協議会の補助事業の全国一覧見たんです。大分県は非常に少ないんです。別府市もそんな高い位置にないんです。競輪場主催地として、補助事業の対象範囲がほかの都市に比べてレベルが低いというのは、ちょっと、僕、おかしい話じゃないかと思ったんです。

こういう、例えば、自転車振興会、それから、船舶振興会、日本財団、トヨタ財団、こういうところの補助事業の対象を、ぜひとも、この機会、研究してください。やはり、こういう財団、外部団体の補助金を受け入れるというのは、やっぱり市の財政運営上、非常に有利ですから、部長、ぜひとも情報収集して、かけられるものは民間団体の補助金運用の対象とする、これだけお願いしておきます。

○森山委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時19分

（再開）10時19分

○森山委員長

再開いたします。

第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、情報政策課関係部分について、当局から説明を願います。

○新貝情報政策課長

今回、提案いたしました議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）の情報政策課部分について御説明させていただきます。

補正予算資料の5ページを御覧ください。

第2款、第1項総務管理費の自治体情報システム標準化、共通化に要する経費のうち、ネットワークの構築について、令和7年度までの債務負担行為として、上限額3,905万円を設定します。

本業務は、国が進めます自治体情報システムの標準化の一環で、情報標準システム・・・をガバメントクラウドに別府市から接続するネットワークの部分の設計と構築を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の内容について御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○阿部委員

ガバメントクラウドをちょっと詳しく教えてください。

○新貝情報政策課長

ガバメントクラウドと申し上げましたが、現在の別府市の行政のシステムというのは、本庁舎にサーバーを置きまして、その中でシステムを構築してつくっておるものでございます。

今回、国のシステムの標準化におきましては、国が指定するクラウドサーバー、東京とか大阪にあるんですけども、そこで全市町村が同じ場所にシステムをつくり込んで、そこに

接続する形で使うという方針が示されておりまして、結局、別府市にない場所に、クラウドというんですけれども、実態は、東京とか大阪に大きいデータセンターがあつて、その中につくりなさいというものでございます。

そこに接続するところの設計、まず、最初に必要なになりますので、その事業となります。

○阿部委員

ということは、別府市の今ある情報も、クラウド、今、別府市が管理、監督している部分を国が主体とするクラウドに移すということですか。

○新貝情報政策課長

そうです。

○阿部委員

そういったときに、情報漏えい等、国が主体なんですけれども、地方行政側が管理をしていく形になるんですけれども、そこまでの管理というのは技術的にも出来得るのか、職員さんの適性的にも、国の体制に対して理解はしているのか、ちょっとそこも1点だけ。

情報のことなので、ちょっとお聞きしたい。

○新貝情報政策課長

御説明します。

クラウドサーバーといいましても、一般企業とかが使っているような、インターネット経由で接続するものでございせん。

今、県とか、いろいろな各自治体とか接続しているんですけれども、それ、もう完全にインターネットから隔絶された専用の回線を使っております。例えば、我々も大分市にデータセンターを持っております。それも、インターネットとは隔絶された環境で接続しているという形で、その辺の接続環境については、もう一定のセキュリティーは技術的に出来上がっているものと考えておりますし、国のほうも、そういった前提でガバメントクラウドというのは計画しているというものでございます。

○阿部委員

人の面のリスク管理で、情報推進課の職員が、そういった情報管理に関するスキルというのはどういった形で、もう異動があると思うんですけれども、この情報スキルに関しての職員というのはどういうことか。

○新貝情報政策課長

やはり専門性があるものですので、職員の採用についても、専門職の採用、今年、一名しております。それも、完全にもうそういった業務に専念するということで、また、標準化が今後進んでまいります。それに併せて、これ、採用のことになるので、ちょっと確定的なことは言えませんが、そういった専門職の職員の配置を増やしていこうと考えております。

○森山委員長

ほかにございせんか。

(「なし」と発言する者あり。)

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、情報政策課関係議案の審査を終了いたします。

関係部門の審査は終了いたしました。

休憩いたします。

（休憩）10時26分

（再開）10時26分

○森山委員長

再開いたします。

最後に、会計課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、会計課関係部分について、当局から説明を願います。

○後藤会計管理者兼会計課長

それでは、議題75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）の会計課関係部分について説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の15ページをお開きください。

0126事業、会計事務に要する経費の11節役務費のうち、手数料679万3,000円を追加額として計上させていただいております。

これは、別府市が支出する公金の振込手数料のうち、指定金融機関である大分銀行の振込手数料でございます。

この時期に補正計上するに至った経緯について御説明いたします。

これまで、無料で行われてきた口座振込ですけれども、かねてより、大分銀行側から、振込手数料の有料化、これ、1件当たり100円という形で要望されていたという経緯がございました。これは、別府市だけではなくて、大分県や県下各市も同じ事情があつて、大分県都市会計管理者会の中で、県下14市共同歩調を取るべきという意見で一致した際、交渉の窓口を大分県としたところでございます。

今年の6月、大分県が1件当たり50円で応じる旨の回答を行い、大分銀行もそれを了承したということでありましたので、大分県都市会計管理者会においても、同様の対応として、9月の補正予算に上げようじゃないかという決意がなされたところでございます。

実施時期を10月1日からとしたため、本議会での補正計上となった次第でございます。

積算の方法ですけれども、1件当たり50円掛ける取扱予定件数12万3,500件、10月から年度末までの半年ということですのでけれども、これを掛けまして、679万3,000円という額で計上させていただいております。

以上で、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）の会計課関係部分についての説明を終わります。

皆様の御審議をよろしく願います。

○森山委員長

以上で当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑のある方は御発言をお願いします。

○阿部委員

ほかの銀行さんはどうなってますか。

○後藤会計管理者兼会計課長

今回の手数料については、指定金融機関ということでございますので、別府市の場合の指定金融機関は大分銀行さんということになっております。大分銀行の口座振込手数料を、今回、1件当たり50円という金額で計上しようとするものでございます。

例えば、みらい信用金庫とか豊和銀行とか、そういった収納代理機関ということで、例えば、別府市が支出する補助金であるとか、工事代金とか、そういうのは大分銀行を通じていろいろな金融機関に支払うというような仕組みになっております。

○阿部委員

職員さんとか我々議員の給与等とかの振込み関係もですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

我々の給料とか、議員さんの報酬もそうなんですけれども、私の会計管理者名義の大分銀行の口座があって、そこから各皆さんに口座振込をするという流れを今取っております。

○阿部委員

指定銀行が大分銀行さんということで理解したんですけれども、他銀行に対する説明とか、こういった問合せというのはないもんなんですか。

県のほうで話しているとは思うんですけれども、他銀行さんからの問題提起というか。

○後藤会計管理者兼会計課長

実は、指定金融機関というのは、大分県、それから、県下の各都市、指定金融機関というのを定めているんですけれども、大分県というのは珍しく、全て大分銀行が指定金融機関となっております。

この大分銀行が、これまで、口座振込の手数料が無料だったわけなんですけれども、これを、もう数年前から手数料を有料化してくれという要望がありまして、別府市とか大分市で個別に協議するよりも、窓口一本化しようということで、大分県の会計課が窓口となって協議を進めてきて、大分銀行は、1件100円当たりでお願いしますというのを、50円でということで、窓口としては妥結したということもありますので、もう県下の都市も同じように、50円ならいいですよと、大分銀行も、それもしょうがないですねという形で合意に至ったということでございます。

○泉委員

指定金融機関というのは一行だけに限定されるものですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

基本的には、ほかの金融機関でも構わないんですけども、定めるのは一行だけということですので。

ほかの金融機関でも担っていただければ、例えば、大分みらい信用金庫さんが指定金融機関ということもあり得るんですけども、現状、一行だけ定めるというときに手を上げていただいたのが大分銀行ということです。

○泉委員

今の会計管理者のお話ですと、大分銀行だけしか手を上げなかったと聞こえたんですけども、例えば、過去、いわゆる、みらい信金が別府にありますね、こういうところと指定金融機関というものの協議はこれまでしたことはあるんですか。

というのは、なぜ私がそういうことを聞いているかというと、縁故債みたいに、銀行借入れするときありますね。そのときに、大分銀行は特例の金利で融資をしてくれば別なんですけれども、そういうときも、みらい信金と大分銀行のほうは、いろいろ競合させるほうが市民にとって物すごくプラスなんです。支払いにしても同じなんです。なぜ大分銀行だけなんですかという疑問が湧くんですけども、ほかのところと協議をしたことはあるんですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

正式に協議という形を取ったことはございません。ただ、いろいろな金融機関の付き合いの中で、話の中で、指定金融機関になるということは余りメリットがないという認識をいろいろな銀行さんもお持ちなので、なかなかこれは、協議する以前にも、これまでずっと、大分銀行だから担っていただいていたというような経緯がございます。

○泉委員

違和感があるんですけども、今、大分銀行経由の歳計現金はどのくらいあるんですか、別府市は。

○後藤会計管理者兼会計課長

今、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

○泉委員

少なくとも、僕らから想像もできないぐらいの金が銀行経由になってるんです。そして、ほかの銀行はそのメリットがないというのは、どういう場所で、どういう発言があったんですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

今回、手数料という観点で言うと、要は、別府市からいろいろな金融機関に支払うという、要は、手間がかかるんですけども、それについて、銀行側としては何も利益を生み出さないという意味で、手数だけがかかるけれども、銀行には何もメリットがないと、そういうような状況であるから、いろいろな銀行さんも遠慮しているというか、やりたくないというか、そういう現状でございます。

ですので、これまで無料でしていたというのはかなり無理があった話かなと思うので、今回の手数料有料化はもうやむを得ないかなと考えているところです。

○泉委員

分かりました。

私も、会計管理者が答弁したことが事実かどうか、一回調査してみたいと思います。

○塩手委員

大分銀行さんとこちらの窓口が協議して、値上げというか、有料化したということですが、今後、銀行も、今、収益的にはかなり地方銀行厳しいというところで、今後、さらなる値上げというか、その手数料の値上げというところが仮にあった場合、今回、別府市としても、令和5年度の会計決算が、手数料が2,700万円というところで、来年度以降からも、この予算額というのは、多分、拡充されるわけです、もともと取る予算としては。値上げをさらにされていくと、言い値で、多分、どんどん上がっていくと思うので、そういった際に、協議というか、広義的なところとかというのは、今回もそうですけれども、何か別府市として声を上げられたりしたんですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

今回の手数料、1件当たり50円に決まった経緯についても、実は、個別に銀行側から別府市に、銀行側から杵築市とか、そういう個別に話があったのを、なかなかまとまりにくいという現状があったので、窓口を一本化しようという形で大分県の会計課にしたと。

同じように、大分銀行も、今回、1件50円については納得してなくて、さらなる、1件当たり100円にしたいとか、そういう意向も残っております。また、そういうような要望が強くなされるようであれば、同じように窓口を一本化して、例えば、また大分県の会計課がするとか、そういった形で、大分県下同一歩調を取るような形で手数料については対応していきたいと考えてます。

決して、別府市だけが単独で応じる、応じないということにはならないと考えております。

○塩手委員

今、50円ですけれども、別府市として、今後、大分銀行が値を上げていくともし仮定した場合、上限、どこぐらいまでなら許容範囲というか、別府市として、今後、どんどん上がっていくと、この手数料的なところの予算がどんどん増えていくというところを考えると、どこかで、多分、ほかの市町村さんと競合して、ここでちょっと打ち止め、頭打ちしてもらおうとかというところの協議をしていかないといけないと思うんですけれども、今、想定されている、もうここが上限だよねみたいなおところってあったりするんですか。

○後藤会計管理者兼会計課長

一応、我々、公務ではなくて、一民間人が口座振替をする時の手数料というのが既に決まっているんですけれども、例えば、私個人がどこそこの金融機関に振込みをしたいと、3万円未満だと330円、3万円以上だと550円という手数料がもう既にかかっている状況です。その金額を超えることは絶対あってはならないと思ってますので、それ以内で、なおかつなるべく低い額で抑えるような協議をするべきかなとは考えております。

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）、会計課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号会計課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、会計課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思います。但し、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：10時40分